

法人用 I C カード規定の一部改正について
(2023年12月4日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
1. (カードの利用) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)を含みます。以下、同じです。)について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ① ～ (省略) ④ <u>⑤ 当会の窓口で入金及び払戻しを行う場合</u> <u>⑥ その他当会所定の取引をする場合</u> 2. (貯金機による入金) (省略) 3. (支払機による払戻し) (1) ～ (省略) (2) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 <u>4. (カードによる窓口での入金及び払戻し)</u> <u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当会所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u> <u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額及び届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u> <u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の 1 回あたりの限度額は、当会が定めるところによるものとします。</u> <u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。</u>	1. (カードの利用) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)を含みます。以下、同じです。)について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。 ① ～ (省略) ④ (追加) <u>⑤</u> その他当会所定の取引をする場合 2. (貯金機による入金) (省略) 3. (支払機による払戻し) (1) ～ (省略) (2) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>5</u> 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 (追加)

改正	現行
<u>5.</u> (振込機による振込) (省略) <u>6.</u> (自動機利用手数料等) (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機又は振込機を使用して払戻しをする場合 <u>(カードによる窓口での入金及び払戻しを含みます。)</u> には、当会及び提携組合所定の貯金機、支払機及び振込機の利用に関する手数料(以下、「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) ～(省略) (3) <u>7.</u> (代理人による入金・払戻し及び振込) (省略) <u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) (1) <u>停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会の窓口でカードにより入金をすることができます。</u> (2) <u>停電、故障等により当会及び提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当会の窓口でカードにより払戻すことができます。</u> (3) <u>前2項による入金及び払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。</u> (4) <u>停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</u> <u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会及び提携組合の貯金機、振込機、支払機若しくは通帳記帳機で使用された場合又は当会及び提携組合の窓口へ提出された場合に行います。 <u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u> <u>10.</u> (カード・暗証の管理等) (1) 当会は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的又は電子的情報が、当会が交付したカードに関して登録されている電磁的又は	<u>4.</u> (振込機による振込) (省略) <u>5.</u> (自動機利用手数料等) (1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機又は振込機を使用して払戻しをする場合には、当会及び提携組合所定の貯金機、支払機及び振込機の利用に関する手数料(以下、「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) ～(省略) (3) <u>6.</u> (代理人による入金・払戻し及び振込) (省略) <u>7.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>カード取引に必要な機器・設備の停電及び故障等の場合は、カードによる取引を一時行わないことがあります。</u> <u>8.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会及び提携組合の貯金機、振込機、支払機若しくは通帳記帳機で使用された場合又は当会及び提携組合の窓口へ提出された場合に行います。 <u>9.</u> (カード・暗証の管理等) (1) 当会は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的又は電子的情報が、当会が交付したカードに関して登録されている電磁的又は

改正	現行
電子的情報と一致すること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。<u>当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u> (2) ～ (省略) (3) <u>11.</u> (偽造カード等による払戻し) (省略) <u>12.</u> (盗難カードによる払戻し) (省略) <u>13.</u> (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略) <u>14.</u> (カードの再発行等) (省略) <u>15.</u> (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略) <u>16.</u> (解約、カードの利用停止等) (1) ～ (省略) (2) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 <u>17</u> 条に定める規定に違反した場合 ② ～ (省略) ④	電子的情報と一致すること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。 (2) ～ (省略) (3) <u>10.</u> (偽造カード等による払戻し) (省略) <u>11.</u> (盗難カードによる払戻し) (省略) <u>12.</u> (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略) <u>13.</u> (カードの再発行等) (省略) <u>14.</u> (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略) <u>15.</u> (解約、カードの利用停止等) (1) ～ (省略) (2) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 <u>16</u> 条に定める規定に違反した場合 ② ～ (省略) ④

改正	現行
<u>17.</u> （譲渡、質入れ等の禁止） （省略） <u>18.</u> （規定の適用） （省略） 以 上 （令和 <u>5</u> 年 <u>1 2</u> 月 <u>4</u> 日現在）	<u>16.</u> （譲渡、質入れ等の禁止） （省略） <u>17.</u> （規定の適用） （省略） 以 上 （令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在）